

第3節 危険度判定方法

カルテに記載する危険度判定については、『史跡備中松山城 石垣総合調査報告書』（2004.3 岡山県高梁市教育委員会）の危険度判定法を参考とし、1次の石垣崩落の危険性の判定のみではなく、仮に崩落した場合の被害状況の程度による2次の判定を複合し、緊急性が高い箇所を抽出するものとした。以下、各基準について詳細を説明する。

【判定基準】

- ① 1次判定は、石垣崩落の危険性について下記の「a1」～「a3」の3段階で判定した。
- 「a1」：著しい変形、欠損、その他の破損要因により、崩落する可能性が高いと判断される場合。
- 「a2」：変形、欠損、その他の破損要因により、将来的に崩落する可能性が指摘できる場合。
- 「a3」：変形、欠損、その他の破損要因が軽微もしくは確認されず、将来的にも安定している
- と判断される場合。
- ② 2次判定は、石垣周辺の利用形態等から崩落等により生じる人的被害や施設等の損壊状況により下記の「b1」～「b3」の3段階で判定した。なお、1次判定で認識された危険部位が崩落した場合の被害状況を想定して判定するものとし、1次判定で「a3」判定とした石垣については、2次判定を行っていない。

- 「b1」：石垣が崩落した場合、人的被害を及ぼす可能性が高い、もしくは施設等の甚大な損傷や景觀上の著しい滅失がある。
- 「b2」：石垣が崩落した場合、人的被害を及ぼす可能性は低いが、施設等の損傷や景觀上の滅失がある場合。

- 「b3」：石垣が崩落した場合、人的被害を及ぼす可能性はなく、施設への影響も軽微もしくは皆無で、景觀上の滅失のみ想定される場合。

- ③ 最終的な危険度については、上記1次、2次判定の結果を複合し、下記の危険度区分表（第5表）によって総合的に判定した。

第5表 危険度区分表

危険度 (低A→高G)

	a3	a2	a1
b3	G	F	C
b2		E	B
b1		D	A

石垣崩落の危険性

利用上の危険性